第二章　連結レバレッジ比率

（連結レバレッジ比率）

第二条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率は、次の算式により得られる比率をいう。

$$\text{連結レバレッジ比率} = \frac{\text{資本の額}}{\text{総エクスポージャーの額}}$$

（連結の範囲）

第三条　前条に規定する連結レバレッジ比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、同令第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

（資本の額）

第四条　第二条の算式における資本の額は、自己資本比率告示第二条第二号に定めるＴｉｅｒ１資本の額をいう。

（総エクスポージャーの額）

第五条　第二条の算式における総エクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額をいう。

一　オン・バランス資産の額

二　デリバティブ取引等に関する額

三　レポ取引等に関する額

四　オフ・バランス取引に関する額

（オン・バランス資産の額）

第六条　前条第一号に掲げる額は、連結貸借対照表（第三条に定める連結の範囲について作成した連結貸借対照表をいう。以下同じ。）の総資産の額から次に掲げる額を控除した額とする。

一　支払承諾見返勘定の額

二　デリバティブ取引等に関連する資産の額（デリバティブ取引等により生じる債権額及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額をいい、デリバティブ取引等により生じた未収利息の額を除く。）

三　レポ形式の取引に関連する資産の額（レポ形式の取引により生じる資産のうち、現金の受取債権の額又は受領した証券の額をいい、レポ形式の取引により生じた未収利息の額を除く。）

四　自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第五条第二項に定める普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額をいう。以下同じ。）から同項第七号に掲げる額を除いた額及びその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第六条第二項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額をいう。以下同じ。）から同項第五号に掲げる額を除いた額の合計額

五　自己資本比率告示第五条第二項第一号ニに掲げる額

（デリバティブ取引等に関する額）

第七条　第五条第二号に掲げる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　デリバティブ取引等（自己の名をもって他人の計算において行うデリバティブ取引等を除く。）について算出したエクスポージャーの額

二　デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額

2　前項第一号のエクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、第三号に掲げる額にあっては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係るものに限る。

一　再構築コストの額の合計額

二　アドオンの額の合計額

三　想定元本の額（デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。以下同じ。）の合計額

3　前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。ただし、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、当該額から、現金で受領した変動証拠金の額を除いた額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号の再構築コストの額とすることができる。

一　銀行又は連結子法人等が現金で受領した変動証拠金が分別管理されていないこと。

二　デリバティブ取引等について銀行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っており、受領した変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。

三　銀行又は連結子法人等が変動証拠金として受領した現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。

四　デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネッティング契約（当事者の一方に当該契約の対象となるデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、当該契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であって、当該デリバティブ取引等を一の債権又は債務とすることができる契約をいう。第十二項第四号において同じ。）の対象となるものであること。

4　第二項第二号のアドオンの額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　クレジット・デリバティブ以外のデリバティブ取引等（同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップを除く。）　次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、それぞれ当該取引の想定元本の額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引については、当該掛目に残存交換回数を乗じた値）を乗じて得た額

取引の区分	残存期間の区分	掛目（パーセント）
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇
	一年超五年以内	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以内	六・〇
	一年超五年以内	八・〇
	五年超	十・〇
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	七・〇
	一年超五年以内	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	十・〇
	一年超五年以内	十二・〇
	五年超	十五・〇